

平成28年第1回紀の川市議会定例会 第2日

平成28年 3月 1日（火曜日） 開 議 午前 9時29分
延 会 午前11時37分

◎議事日程（第2号）

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）のとおり

○出席議員（21名）

1番 並 松 八 重	2番 太 田 加寿也	3番 船 木 孝 明
4番 中 尾 太久也	5番 仲 谷 妙 子	6番 大 谷 さつき
7番 石 脇 順 治	8番 中 村 真 紀	9番 榎 本 喜 之
10番 杉 原 勲	11番 森 田 幾 久	12番 村 垣 正 造
13番 高 田 英 亮	15番 西 川 泰 弘	16番 堂 脇 光 弘
17番 室 谷 伊 則	18番 上 野 健	19番 石 井 仁
20番 川 原 一 泰	21番 坂 本 康 隆	22番 竹 村 広 明

○欠席議員（0名）

○説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 村 慎 司	副市長	田 村 武
市長公室長	林 信 良	企画部長	森 本 浩 行
総務部長	竹 中 俊 和	危機管理部長	上 山 和 彦
市民部長	中 邨 勝	地域振興部長	森 田 英 嗣
保健福祉部長	服 部 恒 幸	農林商工部長	岩 坪 純 司
建設部長	福 岡 資 郎	国体対策局長	榎 本 守
会計管理者	森 脇 澄 男	水道部長	田 村 佳 央
農業委員会事務局	米 田 昌 生	教育長	松 下 裕
教育部長	稲 垣 幸 治	企画部財政課長	杉 本 太

○議会事務局職員

事務局長	城 山 義 弘	次長兼議事調査課長	中 野 朋 哉
議事調査課課長補佐	岩 本 充 晃	議事調査課係長	藤 田 郁 也

（開議 午前 9時29分）

○議長（竹村広明君） おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第1回紀の川市議会定例会、2日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（竹村広明君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

はじめに、3番 船木孝明君の一般質問を許可いたします。

船木孝明君。

はじめに、障害者・障害児問題についての質問をどうぞ。

○3番（船木孝明君）（質問席） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長より質問の許可が出ましたので、障害児についての質問を行います。

近年、少子高齢化が全国的に進む中で、本紀の川市においても高齢化率が30%を超えようとしています。

そうした状況の中、紀の川市においては平成27年度において、412人の出生を見ることができています。そうした乳幼児が健やかに成長していくため、赤ちゃんの全戸訪問から各乳幼児におけるきめ細かな健診が実施されています。

特に、本市においては、障害児の早期発見に向けて、発達相談員も職員として置いていることは近隣市にないことであり、丁寧に時間をかけた健診が行われていることで、保護者も安心して健診を受け、育児相談ができ、子育てをしていることに市民からの喜びの声を聞いております。そして、このことは紀の川市で子どもを生み、子育てをしたいという希望を持ち、出産増加につながっていくことと期待を持っているものであります。

そうした中で、質問です。各健診において、子どもの発達につまずきを見られた場合、早期発見、早期対応が重要と言われておりますが、各健診で問題があった場合の取り組みについて、現在、また今後とも、どのように対応されているのかをまず質問します。

次に、また何らかの育児サポートの必要な子どもは年間のどの程度なのか、各健診の状況もあわせて質問します。

次に、紀の川市において、知的障害者としての療育手帳の取得者が676人と把握しております。676人中、乳幼児時期、すなわち就学前の子どもは約何%ぐらいになりますか。質問します。

そして、その子どもたちの保育や療育についての支援体制として、自立支援協議会や療育検討会があると聞いておりますが、その内容と今後の取り組みについて質問します。

次に、子どもはどの子もみな国の宝、地域の宝です。大人が見守り、大切に育てていかねばなりません。現社会生活の中で、制度の谷間となるグレーゾーンの子どもたちについて、保護者への育児協力や社会の理解と地域での子どもの子育ての協力が必要不可欠なものとされております。療育手帳も持たず、生活のしづらさを周囲にわかってもらえず、家に閉じこもり、家族が孤立し、大人になってから数々の問題を抱えての人生になっていくことがとめなければなりません。いわゆるそうしたグレーゾーンの健診上で上がってくる子どもたちの保育や子育てについて、今後どのように取り組んでいくのかもあわせて質問します。

○議長（竹村広明君） 保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） おはようございます。

それでは、舩木議員の一般質問にお答えさせていただきます。

紀の川市を含む那賀圏域全体では、療育を必要とする児童が近年増加傾向にあり、特に乳幼児期の発達につまずきのある児童は、療育手帳を持っている、持っていないにかかわらず増加している現状であります。これは、乳幼児健診等を通じ、発達のつまずきを早期に察知し、療育につながっていることも考えられるところでございます。また、保護者や家族も、最近は子どもの発達のつまずきを適切に理解し、早期から療育支援を希望しており、幼少時における療育の重要性が認識されているところでもございます。

御質問の1点目の発達のつまずきが見られた場合の対応であります。母子保健法に基づく健診とあわせ、市の独自健診及び健康相談ごとに問診や保健指導に携わった保健師が中心になってカンファレンスを行い、総合的な判断のもと、子どもの発達状態や保護者の受けとめ方を見ながら、専門医療機関や経過観察のための親子教室に紹介したり、保健所の療育相談や市の発達相談員の相談を進めます。

また、何らかの事情で利用できない場合は、保健師が個別の訪問をしたり電話相談を行っているところでございます。さらに、発達状況によってより専門の療育が必要な場合は、療育手帳を所持していなくても発達相談員の意見書により児童発達支援が利用できるよう障害福祉課と連携を密にしているところでございます。

次に、2点目の育児サポートに必要な子どもの頻度についてでございますが、発達のつまずきが早期に察知できると思われる1歳8カ月健診及び2歳6カ月児童健康相談の件数について答弁させていただきたいと思っております。

平成26年度において、1歳8カ月健診では、対象者420人に対し96人、率にして22.9%、また2歳6カ月相談では、対象者453人に対し111人、率にして24.5%となっている状況でございます。

次に、3点目の就学前の療育手帳の取得者であります。平成28年2月現在、取得者は35名で、全体の5%となっている状況でございます。

次に、4点目の自立支援協議会、療育検討会でございますが、那賀地域全体の障害福祉の課題を地域で考え協議するため、紀の川市と岩出市との共同で、行政・教育機関・障害

者支援施設や事業所のメンバーとした「那賀圏域障害児・者自立支援協議会」を設置し、那賀圏域の障害者支援に関する情報の共有と課題の協議に取り組んでいるところでございます。この協議会において、発達のつまずきのある子どもを含め、障害者の支援を考えるため「子ども部会」を設置し、地域に先駆け先進的に障害者支援に取り組んでいるところでございます。また、療育検討会は、この「子ども部会」の中に設置された検討会であり、発達につまずきのある児童の増加に伴い、早期からの支援が必要との認識から、療育を必要とする子ども支援について検討を重ねるとともに、那賀圏域で唯一の児童発達支援施設への入所を希望する児童の入所判定機関としての役割も担っており、行政といたしましても、子ども部会や療育検討会の協議を踏まえ、障害児の支援方策について検討してまいりたいと考えてございます。

最後に、健診時でグレーゾーン、いわゆる支援が必要と思われるとして把握される子どもの保育や子育てでございしますが、支援が必要と思われる子どもの中には、保護者や周囲の理解を得て発達の特徴を生かし、よいところを認め、伸ばしていく支援が必要とも言われていますが、なかなか理解してもらいにくく、「子育てしづらい子」として、過剰なしつけが行われたり、子どもの自尊感情を傷つけるようなかわりがなされたりします。また、時には虐待やいじめの要因になる場合もあります。

そこで、健診等で把握した支援が必要と思われる子どもにおいては、一人一人の特徴を保護者や周囲の人たちが理解し、受け入れ、サポートすることは非常に難しい課題ではございますが、長期的な切れ目のないサービスが必要と考えるところでございします。まずは、保護者が子どもの発達の特徴を理解できるよう子育てを支援する関係者が互いに連携し、理解を深め、親支援や一人一人の子どもに応じたかわりができる体制づくりが重要と考えていますので、御理解よろしくをお願いしたいと思います。

○議長（竹村広明君） 3番 船木孝明君に確認いたします。

通告書では、児童サービスⅠ型、デイサービスⅡ型についての取り組みと今後の方向についてという通告がなされておりましたが、第1回目の質問がなかったために、取りやめさせていただくということで御確認させていただいて結構ですか。

〔船木議員「はい」という〕

○議長（竹村広明君） それでは、再質問、ございませんか。

船木孝明君。

○3番（船木孝明君）（質問席） 先ほどの児童Ⅰ型・Ⅱ型、もう制度変わりました、現在無くなっているということで、大変恐縮してます。

再質問ですけども、つまずきを持って療育手帳を取得した子どもについては、通常保育について加配の先生がつけられて、より有効な保育をなされていると思うんですけども、療育手帳というのは、これは小さい子どもなので親が申請することになっております。そうした中、療育手帳、うちは持たないという親もあるようですけども、そういった障害者の保育所の加配の先生の（難聴）、手帳持っていたら何人かってははっきりわかるんですけ

ども、その辺の取り組みを一つ質問します。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（自席） 船木議員の再質問にお答えいたします。

基本的に、先ほどの質問に中にあった加配対応、保育所等でも入所するときにはいろいろな家庭環境も含めまして、今の子どもたちの状態等、一応入所の時期に一応お伺いもさせていただいております。

その中で、先ほども質問ありました療育手帳を持っているか、持っていないか、それとも一つの入所のときの材料になるわけなんですけども、基本的に紀の川市としてはそういう人のための加配ということも含めまして対応もしておりますので、基本的には療育手帳を持っておられれば基本的には加配の対象としてすぐに対応はできるんですけども、やはり持っていない方については、その状況を見ながら対応も検討しておりますので、その点御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再々質問、ございませんか。

〔船木議員「なし」という〕

○議長（竹村広明君） それでは、次に、障害者差別解消法の取り組みについての質問をどうぞ。

○3番（船木孝明君）（質問席） 今から10年前、平成18年に国連では障害者権利条約が批准されまして、日本でも平成20年6月に障害者差別解消法が国会で成立され、いよいよ平成28年、ことしの4月から施行されることになりました。この法律は、障害者のために新しい権利をつくる法律ではなく、障害者が社会の一員として周りの人を含め、尊厳を持って生活できることを目的としております。

そうした中、国が差別を防止するための取り組みとして、障害者差別解消支援地域協議会設立を勧告されていますが、この協議会設立計画は、どうですか。

また次に、紀の川市において平成25年に改定された障害者法定雇用率について、先般本会議で質問したときには、国からの義務としての障害者雇用率が紀の川市では達成されていないという答弁でしたが、その後の雇用状況はどうですか。

また、続いて、紀の川市の総人口の8.02%が障害者や療育手帳を保持していますが、それ以外に若年認知証、高次脳障害、社会や人とのかかわりが苦手で家に閉じこもって手帳を持たない、先ほどの障害者のグレーゾーンの支援が受けられない人のそういう立場の人を今後どのように支援、取り組んでいくのか、あわせて質問します。

次に、障害者のコミュニティバスのことですが、障害者がコミュニティバスを利用したときに、またそれについての市民からは民間のデイスービスの車と紀の川市と岩出市の路線バスとか、いろいろ種類が多く、また路線もわかりにくいと言われております。そうした人に、わかりやすい大きな路線名の看板をバスにつけるよう質問します。

また、障害者や体の不自由な人に、無料回数券を配布したらどうですか。また、付き添いの人の関係も含めてですが、今後の取り組みを質問いたします。

次に、障害者差別解消法や内閣府の一億総活躍の取り組みに向けての農水省や厚生省が、自治体が障害者と農業の担い手となる農福連携の取り組みに力を入れております。こうした農福連携は、障害者にとってのメリットは、自然との触れ合いの中、野外で健常者と肉体労働により健康増進やノーマライゼーションにつながる効果があり、また農家のメリットは、今、農家が機械が非常に進んでいます、どうしても人手が要るので、そうした人手不足の解消、また年々ふえている耕作放棄地の防止が考えられます。もう既に、県内でも先進地でも、数多く実践していると聞いております。今後、紀の川市においてのそうした農福連携をどのように進めていくのか、質問いたします。

○議長（竹村広明君） ただいま質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、私のほうから、障害者差別解消法の取り組みの中で、保健福祉部所管の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の障害者差別解消法の取り組みについては、平成27年第4回議会定例会で、中尾議員から質問があり、そのときの答弁と重複するところもございますが、この法整備の内容は、国や地方公共団体には不当な差別的取り扱いの禁止及び法的義務としての障害者への合理的配慮を、また民間事業者に対しましては、不当な差別的取り扱いの禁止及び努力義務としての障害者への合理的配慮が規定されており、市民はじめ事業者等への広報等で周知し理解していただくとともに、障害者に対しハード・ソフト両面において、社会的障壁を取り除くための必要な合理的配慮を行っていかねばならないと理解しておるところでございます。

御質問の障害者差別解消支援地域協議会設立についてでございますが、この協議会は、障壁を理由とした差別に関する相談や紛争の防止、解決の取り組みを進めるために、人権担当部局や障害者を支援する関係機関と連携しながら地域全体で差別の解消に取り組んでいく組織でございます。このたびの法整備では、努力義務の位置づけであり、現在のところ設置はしていませんが、その組織の必要性が生じた場合は、既存的那賀圏域障害児・者自立支援協議会を中心に、岩出市や人権関係部局と連携しながら前向きに検討してまいりますので、御理解を願いたいと思います。

次に、障害者手帳を持たない障害者で支援が必要と思える人へのサポートについてでございますが、基本的にさまざまな病名等でその手帳の取得が見込まれる場合もあるかと思えます。それでも、支援が必要と思われる取得できない方へのサポートであります。人権的配慮も必要で、行政側から一方的な支援のアプローチはできませんか、でき得る限り支援が必要と思われる方とのつながりを重視するとともに、専門の相談支援機関を通じて、当事者との信頼を築きながら、手帳の取得または障害者サービスやその他福祉サービスが受けられるまでの支援を行っているところであります。今後も、引き続き支援がさらに広

がるよう、相談支援事業に重点を置き、対応をしてまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（竹村広明君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） おはようございます。

船木議員の御質問にお答えをいたします。

一事業所として、障害者に係る法定雇用率をクリアしているかとの御質問でございますが、平成26年第3回定例会におきまして、同様の御質問をいただいた際には法定雇用率を満たしておりませんでした。平成24年から3年間、身体障害者の採用枠を設け、身体障害者の採用に取り組み、平成27年4月1日現在、10名の障害者を雇用し、法定雇用率2.3%を満たしております。

障害者差別解消法の目的は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、障害を理由とする差別の解消を目指すものでありますので、障害者の募集・採用時の配慮、施設の整備、援助を行うものの配置など、今後は数字をクリアするだけにとどまらず、地方公共団体として、他の事業主に率先した取り組みを目指していきたいと考えています。

○議長（竹村広明君） 企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 船木議員の御質問にお答えいたします。

紀の川市地域巡回バス及び紀の川コミュニティバスでの障害者の方への対応につきましては、利用面・料金面・制度面から行っております。

まず、まず、利用面では、障害者の方がバスをスムーズに利用できるように、バスの運転手がさまざまな配慮を行うようにしております。一例としまして、バス車両は車椅子の直接乗降に対応しておりませんが、折り畳みができる車椅子での乗降を希望される方につきましては、運転手が利用者の乗降補助及び車椅子の積み込みの補助等を可能な限り行っております。

また、バスの行き先表示につきましては、コースごとわかりやすく見えやすくするための配慮をしております。

次に、料金面では、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳をお持ちの方及びその介助者の方に対しては、通常料金から割引を行い、利用促進に努めております。

最後に、制度面では、紀の川市地域巡回バス及び紀の川コミュニティバスの運行計画等を協議いたします紀の川市地域公共交通会議におきまして、紀の川市身体障害者連盟の会長に利用者代表の委員として参画していただいております。

○議長（竹村広明君） 農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（登壇） おはようございます。

船木議員の農福連携の取り組みに対する御質問にお答えをさせていただきます。

人口減少や急激に高齢化が進行する中で、高齢者の生きがい対策や介護予防対策として、また精神障害や知的障害、ひきこもり、不登校児などの方々の自立や社会参加を支援し、

地域の一員として、ともに生きる社会を実現する上で、就労訓練や雇用の場としての農業分野の可能性が改めて注目されているところでございます。

こうした背景には、農業は障害の程度に応じた作業が可能であること、一般就労に向けた体力・精神面での訓練が可能であることに加え、農作業が障害者の身体・精神にいい影響があるということで、近年、農業分野の取り組みを始めた社会福祉法人等が多く見受けられ、県内におきましては、作業条件のよい農地を借り受け、障害者の方々が米や野菜等の生産を行ってございます。さらに、生産した麦をパンに加工して販売している福祉施設もございます。

一方、農業におきましては、農業従事者の減少や高齢化、耕作放棄地の増加といった大きな課題を抱えてございます。地域の高齢農家が、こうした施設に農地の維持管理を依頼することは、障害者に就労の場の提供や就労をサポートすることにもつながるなど、双方にとって経営面で大きなメリットがあると考えます。

ただ、取り組みを進める中で、農業に関する知識不足、農業技術や農業機械に関する知識の習得に加え、傾斜地での収穫作業が難しく条件のいい農地の確保など、さまざまな課題も予想されます。

市といたしましては、農業関連部局や福祉関係部局等の連携を図り、それぞれの分野での支援の取り組みを共有しながら、農業者やＪＡ等の農業団体と社会福祉法人やＮＰＯ法人等の福祉施設がうまく結びつくことができるよう、障害者等の働く場所づくり、あるいは居場所づくりを実現しようとする「農福連携」の取り組みを検討してまいりたいと考えてございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 再質問、ありませんか。

船木孝明君。

○3番（船木孝明君）（質問席） ただいま総務部長のほうから、2.3%達成してきて、今後も障害者について取り組んでいくという答弁もございました。

そうした中、この前からちょっと県立養護学校のきのかわ支援学校、コスモス支援学校で、大体50名近い卒業生で、就職決まっているというのはほんまの5人ないし6人ということです。そうした取り組みについても、今後学校との連絡をとって、いろいろ本人の希望的職もあるので難しいと思いますが、取り組んでいってほしいと思います。

そして次に、紀の川市の窓口業務についてですが、やっぱり障害者の人が来られたときの手話とか筆談とか、字がちょっと苦手な無筆者等の対応の現状と今後の取り組みについて、この2点を。

○議長（竹村広明君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（自席） 再質問にお答えをさせていただきます。

障害者の採用の件で、紀の川市が2.3%、法定雇用率を達成しているって申しまして、まだまだ最低のレベルでございます。これで、市として十分な法定雇用率を満たしているとは考えておりませんので、今後、先ほどおっしゃられた障害者の学校ですか、そう

いうとも十分連絡をとり合いながら、特に今回の法律の趣旨は障害者の差別を前提に不当な採用等をしないというようなこともございますので、市としては十分そのようなところで積極的な取り組みしていきたいと、このように考えております。

○議長（竹村広明君） 保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（自席） 船木議員の再質問にお答えします。

窓口業務の対応について、お答えさせていただきたいと思います。

今回の一応障害者差別解消法につきましては、障害のある人にとって日常生活や社会生活上で障害ある者についての合理的配慮、これが基本的なベースとなってございます。窓口業務に当たりまして、紀の川市といたしましても今までもいろいろ取り組んでいるわけなんですけども、というよりも手話通訳士、現場対応の中で現在本庁で2名、貴志川支所について1名、計3名の体制で手話通訳士の配置をさせていただいているところでございます。

この人数につきましては、県下でもほとんどない状況でございまして、紀の川市としてはこの点については大変充実しているのではないかなと、そのように感じているところでございます。

それで、窓口に来られる方につきましては、障害者の方については^{ろう}聾の方、いわゆる手話が必要な方、筆談が必要な方も実際ございますので、その方については庁舎内で1階に来られれば、今の現状、障害福祉課で勤務しておりますので、いろいろな配慮をしているかと思っているところでございます。それとあわせて、難聴の方も見えるときもでございます。この場合につきましても、磁器ループシステムといいまして、1階にそういう対応の設置もしているところでございます。

それで、ことしも手話通訳士の採用もしていただいているところでございますので、今後、28年度からこの制度が開始されるわけなんですけども、やはり窓口の職員の接遇というのが一番実際に住民にとって一番大切なことであると認識しておりますので、こういう障害のある方も含めまして、窓口対応を今後充実していきたいと、そのように思っておりますので、御理解よろしくお願いしたいと思います。

○議長（竹村広明君） 再々質問、ありませんか。

〔船木議員「ありません」という〕

○議長（竹村広明君） 以上で、船木孝明君の一般質問を終わります。

○議長（竹村広明君） 次に、15番 西川泰弘君の一般質問を許可いたします。

15番 西川泰弘君。

○15番（西川泰弘君）（質問席） それでは、まず1月26日の読売新聞の一面トップなんですけど、こういう記事が出たの皆さんも御存じかと思うんですが、何でこういうのが一面のトップに出るかなというのは、私はちょっと不思議に感じながらこの記事を読ませていただいたんですけど、多分、二階さんが言っている、「国土強靱化」ということを

こういう形で取り上げたのではないかと。非常に大きな、ため池をこんな一面のトップで取り上げるかなという感じはあったんですか、多分国土強靱化の一環として、これも非常に大きな問題だという形で捉えたのではないかというふうに思っています。

この記事によりますと、全国に今までの調査の中では、約3,000カ所の決壊のおそれのある池があると。じゃ、その決壊というのはどういう形で起こるかといいますと、放流設備に問題があり決壊が起こるというのが、1割ぐらいなんです。あとの9割は何かといいますと、耐震不足であって決壊するというふうにみなされるのが大体9割、3,000ぐらい大体決壊のおそれなんです。2,760は耐震不足であるので、地震とか、あるいは豪雨によって決壊する可能性がありというふうにみなされています。

これ見たときに、和歌山っていうのは非常に危険な地域だなというふうに感じます。特に、この危険ため池というのが、瀬戸内地域に多いんです。瀬戸内気候で、川が余り長くて大きな川がないところがため池をつくって水田を養ってきたという経緯がありますから。広島、岡山、兵庫というようにとこと、和歌山もその延長線上にあります。こういうところが非常にため池が多いところなんです。特にその中で、和歌山は瀬戸内は地震が余り関係ないというふうに考えていいんですが、和歌山県にしましては、南海・東南海地震が近い将来想定される地域ですから、特にこの危険ため池については気をつけていかなきゃいかんだろうというふうに考えられます。

地震とか、もちろん豪雨も含みますが、堤防の決壊等によって下流に甚大な被害のおそれのあるものを、この新聞の中では「警戒ため池」というような言い方をしています。これが、昨年12月の調査では、県下ではまず142カ所、今のわかっているところで142カ所あると言われています。

もちろん、紀の川もこのハザードマップを参考にしましても、もし決壊したときは浸水するであろうというふうに想定されるのが非常に多い。こういうふうに赤のところが、大体池が決壊したときに被害をこうむるだろう、浸水の被害をこうむるであろうという地域をこういうふうな形でハザードマップの中で図式化されているわけですが、紀の川も非常にこの危険性のある地域が多いということが基本的に認識しなきゃいかんだろうと。

その中で、まず1点目の質問といたしましては、県下で今までの調査の中で、昨年の12月時点ですが、142カ所ある、いわゆる警戒ため池、その中で紀の川市は何カ所あるのかということをお聞きしたいと思います。それが1点目です。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（登壇） 西川議員の御質問にお答えをさせていただきます。

平成23年台風12号による紀伊半島大水害に代表されますように、近年多発するゲリラ豪雨等の集中豪雨により、ため池の貯水、放流、排水機能等を上回ることで、また、近い将来高い確率で発生することが予想される「東海・東南海・南海地震」の地震動により、

ため池が決壊するに至ることが懸念される中、本市に数多く存在するため池の改修につきましては、安全・安心なまちづくりを進める観点から、施策の最重要項目と位置づけ、積極的に事業を実施していかなければならないと考えているところでございます。

本市のため池は、江戸時代以前に築造されたものが多いため、構造や地質等が不明なものも数多くあり、防災・減災対策を進める上で早急な対応が喫緊の課題となっており、

このため、目視や資料などにより施設の現状を把握し、地震や豪雨による被災の可能性や周辺への影響度を確認するため、受益面積0.5ヘクタール以上のため池を対象として、県及び市で平成25年度から一斉点検を行ってございます。この調査対象となるため池のうち、県の地域防災計画に位置づけられている警戒ため池が123カ所存在し、平成26年度までに点検が完了した65カ所のうち、現在詳細調査が必要と判断されたため池は15カ所となっております。また、残り58カ所の警戒ため池の点検は、平成27年度に完了しますが、この中でも詳細調査が必要と判断される可能性もあることから、まだまだ増加することが考えられます。

こうした状況を踏まえ、対象となったため池につきましては、地元ため池管理者に改修の必要性などの御相談を申し上げるとともに、改修内容や極力地元負担が大きくなり、国・県補助事業への事業採択などの取り組みを鋭意行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（竹村広明君） 再質問、ありませんか。

15番 西川泰弘君。

○15番（西川泰弘君）（質問席） 今、農林部長のほうから、ため池の改修については喫緊の課題であるという認識はしているという答弁はいただいたんですが、余りも多過ぎてといいますか、この記事の中にもありますように、自治体の整備が追いつかずというような中見出しになっているように、なかなか自治体としてやらなきゃいかんということとはわかってながら、なかなか全て改良するということも困難であるということは十分認識しております。

県の方でも、「ため池改修加速化計画」というふうな名前で、本来ならば従来だったら47年ぐらいかかるだろうという計画を14年に短縮して行うという計画は一応立ててい

るんですが、なかなか思いどおりにいかないというふうに県のほうも言っています。ただ、紀の川市もそれと同じような状況ではないかと思うんですが、現在、紀の川市において危険ため池、あるいは警戒ため池の改修を何カ所かやっていると思うんですが、具体的な進捗状況はどのようになっているか。そして、まだそれにそうやっても残るような危険ため池、警戒ため池への対応策はどのようにしているかということを、2番目にお聞きしたい。

そのときに、ついでに聞いておきますけど、その補助率というのは大体どのようになっているかというのもお答え願えればありがたいと思っています。

以上です。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（自席） 西川議員の再質問にお答えをさせていただきます。

県が進めてございます「ため池改修加速化計画」は、従来の漏水対策に加えまして、現状の課題を踏まえた上で、地域の実情に即した対策を講じ、全面改修に比べて安価な部分改修を取り入れまして、費用の軽減を図ること等で改修事業のスムーズな実施につなげているものでございまして、議員からも申し上げられたとおり、平成25年度から平成38年度までの14カ年事業として現在進められてございます。

また、改修実施時期等につきましては、市町村協議のときに聞き取りを行いまして、地元負担が極力少なくて済む県営ため池等整備事業としての事業を実施してございます。本市におきましては、平成26年度には全面改修2カ所が完了してございます。また、部分改修につきましても、平成27年度に1カ所、平成28年度では5カ所が完成予定となっております。

紀の川市内には、大小合わせまして777カ所の農業用ため池がございまして、ため池改修を進めていく上で、まずは県営事業でできる受益面積5ヘクタール以上の貯水量1,000トン以上のため池を対象に、堤高が高く決壊した場合にも住宅や病院・学校などの重要な公共施設への影響を与えるおそれがあるものにつきまして、順次計画的な整備を進める必要があると考えてございます。

しかしながら、ため池を改修するには整備費用も高額でございまして、利益を受ける受益者の方々からも御負担をお願いしているところでございますが、農業従事者の高齢化や離農、農地転用による受益面積の減少等によりまして、実質改修に係る受益者1人当たりの負担が増加してございます。

こうした厳しい現状にはございますが、決壊に至る深刻な被害から二次被害を防止するには、堤体からの越流を回避するために水位を下げることが重要でございます。これには、緊急放流施設及び洪水吐の部分改修等を行うことで、地震や豪雨からため池の決壊を未然に防ぎ、地域の実情に即した負担軽減につながる対策を推進していかなければならないと考えているところでございます。

加えまして、受益面積の減少や堆積物の流入等で機能を果たしていないため池も多くございます。こうしたため池につきましては、廃止ということにつきましても考えていく時期に来ているのではないかと思います。

いずれにいたしましても、地域の実情を十分お伺いし、今後のため池改修についての理解と協力をお願いしていく努力を重ねてまいりたいと考えてございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、ため池改修に係る実施事業ごとの負担割合でございますが、先ほども申し上げま

したが、県営ため池等整備事業の対象となる受益面積5ヘクタール、貯水量1,000トン以上のため池は、全面改修、部分改修、いずれも事業費の5%、受益面積5ヘクタール以下で、国・県補助を活用して、市が実施する危険ため池改修につきましては、事業費の20%となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 再々質問、ありませんか。

15番 西川泰弘君。

○15番（西川泰弘君）（質問席） 今、農林部長からの答えで大体現状と、それに対してどのような対応をしいてるかということがわかりました。

ただ、これから質問することは、ちょっと政治的な判断も要するといつか必要になりますので、市長にお伺いしたいと思います。

ここで、池の改修について一番問題になるのは、先ほど部長も答えていただきましたように、地元負担金の5%というのがどうしても要することだと思います。5%というと案外簡単ようですが、決して簡単な金額ではなくって、受益者とは一応定義しておきますが、受益者というのは、その池の水を使って下で農業を営んでいる人たち、要するに水田農業やっている人たちを主に指しているというふうに考えていいと思います。だから、そういう人たちに5%の自己負担が要ということです。

例えば、私たちも地元で、ここもう10何年かかって2カ所の全面改修を行いました。どちらもそんなに大きな池だとは思っていないんですが、事業費は約1億円要ります。全面改修だと。いわゆる堤防、堤体を直すということをやりますと。余水吐だけだったらもっと安くつくんですが、要するに堤防、堤体を直すためには1億円の費用が要ります。その5%といえ、500万円は地元が出さなきゃならないということになるんです。けど、この500万円を集めるということは大変なことです。

私たちは、2カ所できたんは、ちょっと理由がありまして、西山圃場整備全面終わりますが、その圃場整備をしたときの残金といいますか、いろいろな形で集めたお金を分配しないで留保していました。それはもう、1カ所につき何千万円かの単位で留保していました。それを圃場整備委員会から全て水利委員会のほうへそのお金を渡しまして、あとは自由に使ってくださいということでお任せしました。だから、その地元負担金は、個々の水田耕作農家から集めることが必要ではなくって、今まで留保していた500万円を出すことができた。それで池の改修ができたという経緯があります。

本当に、本当のことを言いまして、今の状況の中で池を直さなきゃならないのはわかっていながらも、その水利関係者といいますか、その水を使っている人たちから、それ相応の1億円要るとして500万円を集めるということが至難のことです。これ理由は幾つかありまして。

まず1点、水を必要とする水田耕作が、市内の農家では農業収入の主な部分を占めていないということがまず1点あります。県下で見ますと、水田というか、米づくりの収益というのは9%ぐらいなんです、全体農家収入の中の1割ぐらいです。紀の川市は、少し

多くて14%ぐらいはお米をつくって、そこから得る収入。ほかは、要するに皆さん御存じのように、果樹をつくったり、施設園芸をしたりという収入がほとんどです。だから、余りもう水を必要としないような農家がどんどんどんどんふえているということ。

ここに、一つの例があるんですが、そして農家そのものの収入がちょっと最近ずっと減りぎみです。いろいろ、この基幹産業を農業と言いながら、中にはかなりの収入を得ている農家もいることは確かなんですが、こういう事業をするときは、全ての農家が負担の対象というか負担をしていただかなきゃなりませんから、もうけてる農家だけからお金を集めるというわけにはいきません。

だから、そしてこれは今後も和歌山県という限定をしてもいいんですが、和歌山県農家の収入は、余りふえるという想定はできないだろうということが考えられます。例えば、ここに、県が想定したというか、ある程度想定してつくり上げたTPPを乗り切るかんきつ農業の競争力強化というような形で、かんきつ農家は今後どれだけの収益をふやすことができるかというような試算があります。それによりますと、かんきつを中心に和歌山は考えていますから、それを中心に大体平均的なというか、農家は専業農家の人を対象にした調査、あるいは試算なんですが、温州ミカンで1.5ヘクタール、1町5反ついている人、そして中晩柑で5反、0.5ヘクタールをつくっている人を基準に想定しています。

そうすると、TPPが批准されまして入ってきたときに、これちょっと驚くべき数字なんですが、所得が約3割減少というふうな試算をしています。要するに、普通のミカンは、さほど収入は減らないんです。時期的に、ミカンが出荷できる時期は、海外ものの農産物は入れないよというふうになっていますから、この分ではそんなに減らないんですが、中晩柑のときには、海外のいろいろな形の農産物、果樹関係も入ってきますから、ここに一気に減ります。だから、試算では、所得合計が今までだったら546万2,000円があったものが、386万9,000円ぐらいにまで落ち込むんじゃないかという試算も出ています。となりますと、農家収益がこういう形で減ってきますと、池を直す金がなかなか農家から集めることが非常に難しくなるという現実があります。

今までは、池を直すと言っていましても、農家の人たちは、まあみんなのつき合いだみたいな形で、ほかで得た収入をそっちへ回すと。米農家はもうからないなんて、これみんな認めることなんです。米農家の収支計算をしますと、例えば機械とか何かを買っているというの、償却資産に入れたり何かしますと、今の米の値段では決してもうからない。これは、みんな認めるところなんですが、ただし、米をつくらなくなって、ほかの人たちに休耕田の何かにして、ほかの人たちに雑草生やして迷惑かけちゃいかんという形でつくられる農家の方が、県内、あるいは紀の川市は非常に多い。そのためには、もう損を覚悟でやっているわけです。

だけど、損を覚悟でやりながら、どっかからそれに補填する収入を得なきゃいかんから、こういう形で果樹農家は果樹をつくることによって、その収益を水田のためにとって使っていたわけですね。ただ、これも非常に困難になる、非常に農家全体の収益が減ることに

よって、そういう形で池を直すとかという形でお金を出し合うということが非常に難しくなるだろうということも想定しなきゃいかんだろうと。

こういう想像したら悪いんですが、例えば災害が起こって甚大な被害があると、こういうことを国が想定してくれますと、池なんかはただで直せると、災害復旧でね。ことあるから、災害が起こるまで待とうかみたいな考えも出てこないとも限らないんで、愛宕池もただみたいな形で、地元負担のほとんどなくやれたんで、ああいうことを想定して、災害が起こるまで待っていると、ただで直してくれるから、それまで手をつけないと、それほど水を必要としていないからという理由があると思うんですよ。

例えば、転作でもう自分とこの田んぼの半分以上は水田をつくらないというような状態ですから、多少池の貯水量が減ったとしても、足りないことはないという前提がありますし、いろいろな用水の設備も整っています。ダムがあったり、紀の川用水があたりして整っていますから、水は決して不足はしないから、池を直さなくても何とか農業ができるという状況ですから、そういう悪い考えを欲している農家は余りないと思いますが、災害が起こるまで待ったら、甚大な被災が起こったらただでしてくれるから、それまで待ってもいいかなというふうなことを考える農家の方もいらっしゃる可能性があつて。

ただ、そうしますと、結果として災害が起こってしまった後の対応ですから、農家の人にとってはさほど影響がないとしても、浸水地域が先ほどハザードマップでお見せしたように、その辺一帯が水につかるというふうになるんですが、防災面から見ると、非常にそういう形で事業をおくらせるということは危険です。

だから、こういうことを考えまして、和歌山県の何カ所では、多分日高川と由良と白浜もことしからと言ってましたけど、防災面重視で市が全ての受益者の分までお金を出すというようなことをやっている市町村もあることは確かです。ただ、これもちゃんと調べてみますと、非常に池が少なかったりして、何とか対応できるんだと。ただ、紀の川は、先ほど部長がおっしゃられましたように、池全体ではもう777カ所あるというような状態ですから、危険な警戒しなきゃいけない危険なため池もいっぱいあるんで、これを先延ばしにすることによって、被害がさらに拡大していくだろうと。

ただ、被害は拡大していきながら、その地元負担金を出さなきゃならんという問題があるんで、なかなか事業が進まないのは、これはいたし方ないというか仕方ないというか、それをそのとおり仕方ないんですとは言っているわけにはいかないんで、市とか県も含め、また市なんかは一生懸命、先ほど部長が言われましたように、市民の方にいろいろ啓発しながら、なるべく池を直しましょうというようなことはされていることは認めるんですが、この地元負担金がネックになりまして、なかなか事業としては進まないということがありますので、この地元負担金、あるいは池を修理するについて何かいい方法はないだろうかと。

先ほど、私とこでは2カ所の池をもう1億円かけて2カ所直したと言いましたが、それでもまだ直したいとこは何カ所かあります。そして、それを地元の方は計画しながら、

どうしようかということをや日夜考えているんですが。ただ、難しいのは、直しますから詳細調査をして設計をしてくださいと言うと、途中でやめたっていうわけにはいかないから、自分たちどれだけお金を出さなきゃいけないんですかっていうことをわからないまま、事業にかかわっていきなさいかと。

この市長は知ってる、地獄谷の下のほうというのは、人家へ池、水が流れ込むようなところがあるので、そこを直したいと皆言っているんですが、とても500万円なりの受益者、あるいは地元負担金が必要となったら、二の足を踏むというか、なかなか直しましょうということが言えないと。だから、何らかの形で地元負担金の5%を軽減していただけないかというのが、市長に対する質問なんです。ただ、これはもう難しいのはもう重々承知の上です。

今までは災害以外は地元負担金として5%いただきながら池を直してきた経緯もありますので。今までは、それでよかったけど、これからはもういいよっていうのもなかなか言えないのはもうわかっているんですが、ただ、今のままを続けていきますと、なかなか農林サイドが考えているほど、池の改修は進まないだろうということも認めなきゃいけませんので、その辺の兼ね合いをどうするかということを含めまして、もうこれは最後の質問ですから、市長に何かお考えがあればって、全体的なため池についての全体的な考えがあれば、補助金に対しても、もちろん今すぐできるなんてことは考えていませんが、今後どうしていくという方向性でも言っていただければありがたいと思います。

以上で、質問終わります。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 西川議員のため池の問題、再々質問に対して答弁をさせていただきます。

部長が申し上げたように、紀の川市には大変池がたくさんある、780ぐらいの池があるということでございますが、私はこの池というものは、もちろん水利権者、農業用水としてのため池はもちろんのこと、地域の我々小さいころというんですか、昔は池のすぐ下なんかには比較的家が建ってなかったという経緯もあり、最近はその開発の状況で、池の真下にも団地ができたりで、いろいろ危険な場所もたくさんあることも事実です。

そんな中で、合併以前、旧町単位ではいろいろと取り組みもされ、紀の川市になりました。もちろん災害、またほかの危険ため池等々の中で取り組みをしてまいりました。これは、その水利権者だけの水の問題だということにはならない、調整池的役割もしている。ということは、山間地域での池なんかは、それこそ最近の集中豪雨等、愛宕池のように決壊した池もありますけれども、これをいつも水を満水にしているというのではなしに、調整池的役割をしてもらうという意味から、もちろん昔のように秋の収穫が終われば池を空にして、そして泥上げをしたり、底樋はじめ中樋の修理等々、また上手樋をその改修したり、いろいろとこうして我々子どもの時代はそういうことをやってきたことを覚えてお

りますけれども、最近は年に1回ぐらいの堤の堤防刈りが関の山だというふうな状況ではないかなと、そう思うわけで、池を大事にしないといいますが、守っていないというのが現状ではないかと思うんです。

そんな中で、地域としてやはりこの池を守っていく、もちろん水利権者は筆頭になって頑張ってもらわなきゃいかんわけではありますが、先ほど議員言われたように、5%の地元負担は大変であるということの中で、これは全部それは市が持ちましょうということになると、国・県等々の補助金の中で、紀の川市はそれだけ恵まれているんかというふうなことになるわけで、それと同時に、今日まで取り組んできたそういう補助制度の中で、市が地元負担金は全額持つということは、今後の課題ということになるかとも思います。

そんな中、危険ため池はじめ、今10年計画で進めをしております農地防災事業、和歌山市、岩出市、紀の川市のこの状況の取り組みの中で、今、決定をしておりますのは、旧那賀町の大池等々については、この防災事業でやっていただける、これらのいろいろな制度をうまく利用して、地元負担金、市の持ち出しができるだけ軽くなっていけるような、そういうことにしていけたらと、そう思いますし、読売新聞に載っておった二階、土地改良、全国の会長が、戦う土地改良というような格好で、いろいろと今、力を入れていただいておりますし、紀の川市にとっては紀の川の両右岸、左岸、また貴志川の改良区等々があるわけですが、この池にこれらの範囲の中の池に対して、紀の川の水をくみ上げたり、そして貴志川の水をくみ上げたりというふうな状況の中で、770ある池を全部を残していかんきゃならないか。これらの見直しも、市が勝手にするわけにはいかないけれど、地域の皆さん方、また水利権者の皆さん方と十分相談をして、改革・改良をしていく必要があるんじゃないかなと、そう思います。そういうことで、今後の大きな課題として取り組ませていただきたい。

また、大事な問題であるということ間違いのないわけで、この間、11月5日が津波の日ということで、「津波防災の日」ということで制定され、26日には大勢の皆さん方、県民文化会館に集まって、それを式典があったわけなんですけど、地震が来なきゃ津波も来ない、池も決壊しないわけで、そういうことで防災に対する意識の高揚と同時に、それに対する取り組みも紀の川市も一生懸命この池の問題、また今多い集中豪雨の河川の氾濫の問題等々も安全・安心な紀の川市づくりに大きな大事な事業ではないかというところまえ方で進めていけたらと、そのように思っておりますので、議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 以上で、西川泰弘君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時40分）

（再開 午前10時54分）

○議長（竹村広明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○議長（竹村広明君） 次に、8番 中村真紀君の一般質問を許可します。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（質問席） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

子どもの虐待についてです。

最近、毎日のようにテレビから、幼児に対する虐待の事件が流れてきます。抵抗のできない子どもたちに対して、自分のストレスのはけ口であるかのような虐待を受け、死に至らしめるという耳を塞ぎたくないような事件が後を絶ちません。紀の川市でも、昨年1月に、虐待の事件が大きく取り上げられました。その件でも、虐待が起こっているかもしれないということは把握できていたにもかかわらず、児童を保護することのできないまま、虐待によって意識不明になるという事件でした。

そこで一つ目として、市は子どもの虐待についてどのように考えているのでしょうか。また、今後どのような対策が必要と考えているのでしょうか。

しかし、虐待は、通報する側もどこからが虐待だと判断しづらい点、もし間違っていたなど、難しい問題でもあるし、それぞれの家庭でのデリケートな部分でもあるので、対策をとるにも、かかわっていくにも難しい問題だと理解しています。

しかし、生まれてきてくれた子どもに対して、見守るだけで助けてあげることができないことに対して、もっと深く考えていく必要があると考えます。子どもは宝だと言いながら、そのかけがえのない宝を守る手段や対応が遅過ぎるのではないのでしょうか。

国からは、子育て世代包括支援センターというものを5年以内に設置するよう求められており、紀の川市でも現在検討が進められていると聞きました。しかし、既に設置されているほかの自治体の子育て支援包括支援センターを見ると、紀の川市の健康推進課で行われている母子手帳の交付や健診といった内容とほぼ同じものです。それでは新たに設置する意味がないように思われます。

そこで、せっかく検討始めているのですから、一步踏み込んで子どもの虐待を受け入れられるセンターにしてはどうかと考えます。そのためには、人も必要になってくると思います。人員削減を進めているところですが、ただ減らせばいいというものではないと考えます。少子化が叫ばれる中で、生まれてきてくれた子どもたちです。これを機会に、今よりも早い段階で虐待から子どもを守る体制を充実させ、対応していけるような積極的な検討を進めていってはどうか。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、中村議員の一般質問にお答えいたします。

一つ目の子どもの虐待についてであります。最近の新聞報道で、日々子どもの虐待に関する記事が掲載され、大きな社会問題となっており、目にするたびに、行政を預かっている者にとっても心痛の思いでございます。当市においても例外ではなく、子育て支援の中での大きな問題であり、未然に解決しなければならない重要課題であると認識しております。

虐待には、身体的・心理的虐待、ネグレクト等あり、その内容はさまざまですが、紀の川市においては、平成26年度の新規受理件数は88件で、小学生、保育園児年齢の子どもの虐待が多い傾向にございます。

紀の川市といたしましては、平成18年度から要保護児童支援ネットワーク会議を開催し、個別案件については実務者会議の中でケースの検討を行ってまいりましたが、年々ケースが重なり、かかわる家族数も増加しているのが現状でございます。また、平成22年度からは、国の通達により学校や保育所から定期的に情報収集する仕組みを構築し、できるだけ早い段階において対処できる体制を整えているところでございます。

虐待の通告時には、児童相談所との連携は不可欠であり、迅速な対応が求められます。一方、養育支援が必要な家庭へのかかわりを通じて、虐待を未然に予防することが大切であり、また子育て支援の充実が虐待予防につながるものと考えてございます。

今後においても、この問題に直視し、妊娠、出産、育児を切れ目なく地域で支えることが虐待予防において重要なことであると考えます。それとあわせ、民生委員、児童委員、母子保健推進員など関係機関と連携を密に行い、未然に防げるよう努めてまいりたいと考えていますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、子育て世代包括支援センターについてでございますが、「まち・ひと・しごと創生基本方針」において、平成32年度までに、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を確保する機能を持つ仕組みを目的とし、ワンストップ相談窓口を設け、妊産婦、子育て家庭の個別ニーズを把握した上で、情報提供、相談支援を行い、必要なサービスを円滑にできるようセンターの設置が求められているところでございます。

現在の取り組みであります。他の自治体の動向を見ながらありますが、このセンターの中核をなす保健師の意見集約のための会議を重ねているところでございます。どのようなセンター機能にしていくかは重要項目の一つであり、議員御質問の虐待についてまでの機能を持たすかについては、当然議論の中心になると思われま。

ただ、虐待につきましては、家族の環境等により短時間で解決できるものではなく、時間をかけ取り組まなければならない問題であり、また担当職員も肉体的にも精神的にもかなりの重圧を感じながらの業務となりますので、虐待についてこのセンターでの機能として取り組むかどうかは現時点で答弁しかねますが、今後は、保健師を中心に議論、検討を重ね、また関係機関と調整しながらこの虐待のことも含め検討し、切れ目のない子育て支援のためのセンターの設置に向け取り組んでいく所存でございます。

あわせて、福祉分野の子育て支援の重要施策でありますので、今後の組織機構改革も含

め検討していかなければならないと考えますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（竹村広明君） 再質問、ありませんか。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（質問席） 私も経験上、一つの家庭に対して深くかかわっていくことは容易ではないと理解しています。ですが、県内の数少ない児童相談所では対応し切れない状況があります。今、部長の答弁にもありましたように、確かに未然に防げることにこしたことはありませんが、現在虐待を受けている子どもたちにおいては、さらに大きな問題であると考えます。昨年のような事件が起きる前に対応できるよう、マンパワーの充実を含め、進めていってもらいたいと思います。

そこで、市長に伺います。

市長は、昨年の紀の川市での虐待や日々報道される抵抗できない子どもに対して、死に至らしめるほどの虐待をどう考えているのでしょうか。そして、紀の川市での対応と対策、また現在検討され始めたセンターの設置についてはどのように考えているのでしょうか、お聞きします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 中村議員の御質問、再質問にお答えをしたいと思います。

幼児の虐待、非常に難しい問題であると思います。議員もそう思っておられるんじゃないかなと思います。事件にならないまでに、指導、またいろいろと取り組みができないものかと、これ誰しも思うことでありますが、しつけの範囲であるのか、虐待になるのか、いろいろあるかと思います。それを、その隣近所、また地域でのいろいろなみんなが虐待されているという把握等々、非常に難しい面もあるんじゃないかなと、そう思います。

そんな中で、センター等々の計画も国のほうでやれというふうな話の中で、他市町とのいろいろな連携、取り組み等々を研究させていただいて、できるだけ早い時期にその発見をして、指導、取り組みができるような、そして紀の川市がそういう虐待等々の事件が起らない、一つでも二つでも起らないようにしていくのが市の取り組みの大きな大事なことはないかなと、そう思っておりますが。今どうするというふうなことについては、今後のいろいろな団体等、取り組みをされている皆さん方と相談をしながら、市挙げて取り組んでいきたいと、そう思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（竹村広明君） 再々質問、ありませんか。

〔中村議員「ありません」という〕

○議長（竹村広明君） 以上で、中村真紀君の一般質問を終わります。

○議長（竹村広明君） 次に、19番 石井 仁君の一般質問を許可いたします。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 議長の許可を得まして一般質問を行います、質問

の前に、議長に資料配付のお願いをしたいと思いますが、御許可いただけませんか。

○議長（竹村広明君） はい、資料配付を許可いたします。

〔資料の配付〕

○議長（竹村広明君） 議場配付が終わりました。

一般質問をどうぞ。

○19番（石井 仁君）（質問席） 改めまして、議長の許可を得まして、一般質問を行います。

今回は、国民年金についての質問です。

お配りしました資料は、県下の各市町村ごとに国民年金保険料の納付率の年度ごとの推移、それから各市町村ごとの年金支給額、毎年どれだけの年金がその地域で支給されているのかというものの一覧です。共済年金は含まれていない数字ということになります。それから、平成24年度の数字ということで、県民総生産のもとになっている各市町村の総生産量と、それから市町村民所得の一覧を載せております。後で、質問で数字を言うんですけども、ほかの地域の数字もあれば参考になるかなと思っただけの資料です。質問自体は、この資料を使ってというふうにはならないんですけども、お配りをさせていただきました。

改めて、質問に入らせていただきます。

日本の社会保障制度は、各種公的保険をはじめ、社会福祉制度や生活保護制度などにより、国民の命や生活の保障を行っています。これらの制度は、「全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、全ての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とうたった憲法第25条に基づく政策の具体化であり、国が責任を負うべきものであります。同時に、憲法25条の精神は、地方自治法の住民の福祉の増進を図ることを基本とする規定につながっており、これらの社会保障制度は、運用や実施に当たっては地方自治体も大きな役割と責任を担っています。

紀の川市でも、国が社会保障費の抑制政策を進める中であっても、市民部や保健福祉部を中心に各制度の運用を行い、さらに市民と接する現場ではでき得る限りの対応・努力がされ、その結果として現在の行政サービスの到達があると思っています。

市民にとって、現時点での不安や困難を解決できることとあわせて、将来にわたった安心を提供できるかどうか、各社会保障制度を実施していく上で国はもちろん、地方自治体にも問われてくる課題であると考えます。

議員になって、いろいろな相談ごとをお受けするわけですが、私の議員活動の中で最も多いのが、生活困窮にまつわる相談です。具体的には、病気になったが国民健康保険税が払えてなくて、保険証が手元にないという方や、病気で仕事が続けられず収入が途絶えたという方など、事情やいきさつはいろいろだけれども、つまるところ、仕事や雇用の不安

定さと失業、病気やけが、また高齢であることなど、誰でも起こり得る理由からの生活困窮という状態での相談がほとんどです。中でも、私の実感としては、安定した雇用や仕事があれば、そこまでしんどい状態にならずに済んだのに、仕事さえあれば、あったならばと思うケースが多いのが実感です。

国内の雇用環境は、終身雇用という日本型の雇用形態が崩れ、正規雇用の非正規への置きかえが進んでおり、最低賃金の引き上げもおこなっています。特に、非正規雇用者は、雇用の調整弁として働いても生活を維持できないワーキングプアと言われる状況があります。私のところに来る困窮状態での相談に対して、抜本的には安定した雇用を提供し、困窮から抜け出せるように幾らでも仕事が紹介できればいいのですが、そんなことはできませんし、保険証の交付や生活保護の手続きと一緒に進めるといような対症療法的な対応に力を注ぐしかないのが現状です。

相談をお受けするたびに思うのは、一つは、安定した雇用を確保し、雇用不安を取り除くこと。二つは、失業や高齢、病気などで生活が大変になったときに、その生活を保障するシステムを構築すること。このことに今、政治が力を注がないといけないということです。ですから、これまでも一般質問の機会には、国民健康保険事業や生活保護行政などをテーマにして、社会保障制度にかかわる質問をしてきました。

今回は、そうした各種の社会保障制度の中で、年金制度について質問をいたします。

社会保障制度のうち、年金制度は高齢になったとき、障害を負ったときなど、生活を経済的に支えるという市民生活にとって重要な役割を担っています。しかし、実際は国民年金基礎年金は、満額でも月6万5,008円であり、基礎年金だけの方が全国で800万人と言われ、満額はもらえず、平均約5万円という水準です。無年金の方もあり、無年金や低年金で高齢期を過ごさせていいのかという疑問を強く持っています。

同時に、年金制度は地域経済を支える役割も果たしており、紀の川市でも、例えば平成26年度では、1年間に厚生年金で112億円、国民年金で125億円、合わせて237億円が年金として支給されています。共済年金を含めれば、もっと大きな金額になってきます。

県民経済計算によれば、紀の川市の市内総生産額は、平成24年度には1,771億円、市民所得は1,525億8,000万円となっています。これらに対する公的年金の割合は大きなものとなります。

公的年金は、高齢期の方々に対する直接の経済的支えであると同時に、消費活動によって地域経済を支え、市民所得全体を引き上げる役割も果たしています。市民一人一人の老後を支え、将来の地域経済をも支える年金制度を紀の川市でもしっかりと構築したいというのが、年金制度に対する私の問題意識です。

今回の質問では、社会保障制度の構築のために、この地域で一翼を担う紀の川市ができること、やるべきことを公的保険のうちの年金制度について質問をいたします。

まず、1点目は、年金制度、年金事務の現状に対する市の認識、考えをお聞きします。

公的年金の中でも、国民年金はみずからが保険料を納め、減免等の申請を行わなければなりません。また、国は、年金水準の引き下げ、支給開始年齢の引き上げを行い、国民の中に年金不信が広がっています。

こうした中で、国民年金の納付率は改善されつつあるとはいえ、全国平均で平成26年度、2014年度で63.1%であります。無年金、低年金の問題も深刻で、全国では無年金者で42万人、今後無年金になる見込みの方を合わせると、最大118万人との試算を厚生労働省がしています。

こうした中で、国の事業ではあるが、紀の川市でも法定受託事務として、国民年金事業を行い、加入促進や減免の手続等を進めているところです。紀の川市も、その結果、平成26年度の現年度分では、納付率は72.5%であり、これは県平均を上回り、9市では橋本市と並んで3番目の納付率となっています。それでも、3割近い未納があり、無年金の方もあります。

2月1日現在で、社会福祉課に出していただいた数字で言えば、紀の川市の生活保護を受けられている方325名のうち、65歳以上の方が199名あります。そのうち、無年金の方が96名ということでした。全国的にも高齢者の貧困率の高さが指摘されていますが、紀の川市でも生活保護を受ける方の6割が65歳で、そのうち48%が無年金であるという現状があります。今の国民年金、国民年金事務の現状と、それに対する認識をお伺いいたします。

二つ目は、無年金者を減らしていく取り組みについて、お聞きします。

無年金者をなくすために、個別に減免申請の案内を送ったり働きかけたりという手だてをとるべきと考えますが、どうでしょうか。

また、年金情報確認ができる年金ネットの取り扱いをするなど、協力・連携をもっと進めるべきと考えますが、どうでしょうか。

三つ目は、保険料後納への支援、貸付制度を実施すべきと考えますが、どうでしょうかということです。

後納制度は、現在5年間をさかのぼれることになっています。後納により、年金の受給資格を得られる人に貸し付けを行う自治体があると聞きます。今後、受給資格期間が現在の25年から10年間に短縮される予定もありますが、紀の川市でも受給者をふやし受給額を少しでもふやせるように後納に対する支援を行ってはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、年金制度の拡充を国に求めていくべきと考えるが、どうかということです。

今後、消費税の10%への引き上げを条件に、年金の受給資格期間が、現行25年から10年に短縮されます。25年間という受給資格取得期間が余りにも長く、それが一定改善されることとなります。これにより、一円も年金がないという方は減少しますが、低年金での生活を余儀なくされるという課題は、引き続き残ります。不安なく老後を過ごしてもらえよう、地方自治体からも国に働きかける必要があると考えますが、どうでしょう

か。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） それでは、石井議員の質問にお答えいたします。

国民年金は社会保障制度の一つで、議員おっしゃられています高齢期の方々の経済的な支えの一助を担っているとおり、収入のない年金の受給者にとって生活をしていくためには、年金は必要不可欠な制度と認識しているところでございます。

国民年金の加入状況等について、26年度末の状況でお答えいたします。1号被保険者の加入者数が9,629名、国民年金受給者数が1万9,261名、保険料の納付率が72.5%、また保険料免除の状況については、法定免除や全額免除など、全ての免除申請が2,894名、学生納付特例や納付猶予が1,401名、合計で4,295名となり、多くの方々が免除されております。

年金の無受給者の現状について、市全体分の把握は難しいところですが、65歳以上の生活保護の受給者の状況については、保護を受けている方の中には、年金の無受給者の方もおられると聞いております。

また、紀の川市の窓口で行っている法定受託事務の主な事務は、被保険者の資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届け出の受理・審議及び保険料の免除、学生納付特例、若年者納付猶予の申請の受理・審査等の多数の委任事務を行っております。その中でも、特に障害年金の受給申請事務については、申請者の障害の認定等多様化することから、年金事務所と密に連携をとりながら個々の対応を行っているところですが、専門的な知識が必要であるため、窓口においては、申請の方々に理解いただけるよう常に年金事務所と連絡をとりながら窓口業務を進めているところでございます。

次に、年金の無受給者を少しでもなくすために、議員御提案の個別に減免の案内をしてはということですが、保険料の未納者リストについては、年金機構のみが保有しているところですので、市独自の未納の案内ができない状況ですので、御理解をいただきたいと思っております。

なお、保険料の免除申請等の手続きについて、広報紙、ホームページでの啓発、窓口での手続きの際にPRをしているところです。また、年金の納付状況等を確認することができる「ねんきんネット」については、本庁に1台設置し、活用しているところでございます。

議員提案の保険料後納への貸付制度については、課題等が多く見受けられることから、非常に難しいものであると考えているところです。

また、年金制度の拡充については、毎年開催される全国都市国民年金協議会総会に、県下で要望を取りまとめ、年金制度の拡充について継続して要望しているところでありますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 再質問、ありませんか。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 答弁をいただきました。

まず、年金制度に対する認識については、高齢期の方が生活していくために年金は必要不可欠な制度と認識しているというお答えをいただきまして、2回目の質問は、無年金の問題、納付率を上げていく問題ということでお聞きをしたいと思っています。

あの手この手で、とにかくまだまだ上げられるんじゃないかということです。県下を見ましても、この納付率にはかなり開きがあります。一番高いところと言えば、南部町が86.7%ということで、紀の川市と比べましても10ポイント以上の差があったりということで、ここまだまだ伸びる可能性があるんじゃないかということです。

この無年金の問題、また調べてみますと、一番知りたいのは、僕はこの紀の川市でどれだけの方が無年金で生活を余儀なくされているんですかということを知りたいんです。でも、紀の川市はそれわからないんですよ。なので、年金機構に聞いてみたんです。「わからない」って言うんです。それは、年金額、この間、厚生年金と共済年金が一元化されるというふうなのがありましたけれども、それぞれがばらばらな状態で制度がつくられているので、一人一人どの年金に所属していたのか、加入していたのかということのを全て把握して、個々の65歳以上の方のこの方が無年金で生活してますよということを誰もつかむことができないというのが、今の現状だということを知りました。すごく驚きました。

そんな状況なので、市と年金機構としっかり連携してということが、今大事になっているんですけれども。でも、未納者リストは、年金機構だけが持っていますよということで、まだまだここは制度の運用で改善もできていくのかなというふうに、可能性はあるのかなというふうに思いながら、この質問を準備させていただきました。

県下の納付率の高い自治体に幾つか、電話ですけれども取材をしました。「どうしてあなたのまちは納付率が高いのですか」というふうに聞きました。「特別なことをされているんですか」というふうに聞きました。でも、やられているのは紀の川市で、先ほど部長、言われたように、窓口で丁寧に対応されるということなんですね、今されているのが。とりわけ、何か特別なことをしているから納付率に差があるということでは、現時点ではないということなんです。なので、紀の川市でも伸びる可能性がまだまだあるのじゃないかなというふうに思っています。

国民年金の納付率が伸びれば、おのずと無年金の方がなくなっていきます。おのずとその方の受給額が上がってきます。そして、地域経済に対する年金、これはかなり先の話になりますけれども、年金額として地域を潤すということにつながっていきますので、非常に大事な事業を、事務を、今、国保年金課を中心に担っていただいているなというふうに思っています。

質問に戻っていくんですけれども、まだまだ納付率、伸びていくんじゃないかと、無受給者をなくしていくというために、紀の川市でもいろいろまた引き続き努力をしていただきたいなと思うんですが、改めてこの点をお聞きをしたいと思います。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（自席） 再質問にお答えいたします。

納付率を上げるには、どのような手だてをしていったらいいのかということでございます。紀の川市としては、保険料の免除制度について、例えば、国民健康保険税の納付通知書、また被保険者証の送付時に、免除制度についての案内文を同封するなどが考えられるところです。今後も引き続き、できる範囲で年金窓口業務の向上に努め、年金の無受給者を少しでも少なくなるように啓発等取り組みたいと考えているところですので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（竹村広明君） 再々質問、ありませんか。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 最後は、市長に、今、市長だからこそできる仕事ということで、国に対して要望をしてほしいということなんです。

実は、幾ら納付率を紀の川市が上げたとしても、その規模よりもはるかに大きく年金額が引き下げられていくという現状があります。マクロ経済スライドということで、今後年金の支給額が現役世代の50%までは引き下がっていきますよということを言っています。現役世代の50%、現役世代、どういう方を想定してるかといえ、40年間厚生年金に入っていて、奥さんは専業主婦でずっと第3被保険者で保険料払わなくて暮らされていたお二人暮らしの方の収入が現役世代の半分ですよというところまで減らしていく作業が今進んでいるわけですね。

これは、どこにあおりを食らうかというと、国民年金だけで生活されている方の年金が、それも引き下げられるということです。さらに、今御夫婦で半分、じゃ、国民年金だけの方だったら実際どれだけになるのかということ言えば、今よりも3割ほど減らされるというのが将来の推計で出ています。

そうして、年金制度維持するということでシステムができてはいるわけですがけれども、でもこれでは、将来にわたって若い人も安心ができないし、これから高齢期、今現在もですけども、年金で生活されている方も不安が年を追うごとに募っていくということになってしまいます。現場では納付率を上げる努力をするのとあわせて、その不安を解消するには年金制度自体を高齢の方も、また若い世代も安心して頼れる年金だと言えるような年金にしていかなければならないと思います。

ここで、市長にそれをぜひ国のほうに、先ほど国保の事務の協議会でもそれぞれ国のほうに要望されているということですがけれども、制度のもっと充実を要望いただきたいなというふうに思います。その点の質問をしたいと思います。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 石井議員の再々質問、国民年金制度の今後の取り組み

等々についての質問でございますが、まずこの国民年金というものは、若い皆さん方が老後のためのこの国の制度に参加をし、納付してもらう、そのことがまず先決ではないかなと、そう思います。

70何%の方が払っていただいて、30%足らずの皆さん方が払われていないという、この状態をもっと納付してもらえようようにしていく。でないと、その対象65歳等々になったときに、私は年金がもらえないんだという方が非常に出てくる、それでは困るわけで、そんな方が何とかならんかというふうな話をよく聞いたことも、最近は余りないですが、よく言われました。

年金の支給率が下がる、これは国の制度によって国がやっていくわけで、これらの点については、市長会を通じて、下がらないように、また老後の安心して生活できる程度の国民年金の支給をやってもらいたいという要望は続けてまいりたいと思いますが、個々においての年金の加入等々の個人的な納付といたしますか、72%をもっと上げていく、そのこともあわせて市として取り組んでいたらなど、そう思っておりますので、議員各位の協力をいただいて、紀の川市の納付率を上げてもらう。そして、国へ強く要望し、年金のカット分も最小限に抑えてもらえるべく運動展開をしてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（竹村広明君） よろしいか。

〔石井議員「はい」という〕

○議長（竹村広明君） 以上で、石井 仁君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日は、これにて延会し、あす2日、午前9時30分から再開したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

大変お疲れさまでした。

以上、ありがとうございました。

（延会 午前11時37分）